

令和3年第9回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和3年9月29日(水) 開会：14時30分 閉会：15時07分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 吉 本 妙 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄  
 教 育 部 次 長 橋 野 博 一  
 教 育 政 策 課 長 //  
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史  
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子  
 学 校 教 育 課 長 魚 谷 祐 司  
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志  
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 玉 野 良 亮  
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 家 永 敦 夫  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司  
 教育政策課主査 吉 村 誠

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第17号	学校医の解嘱及び委嘱について
3	議案第32号	周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第33号	周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表

(報告者：該当課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

#### 教育長

ただ今から「令和3年第9回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと岡寺委員さん」をお願いいたします。

2	学校医の解嘱及び委嘱について
---	----------------

#### 教育長

続きまして、日程第2、報告第17号「学校医の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

#### 学校教育課長

議案書の1ページから2ページをお願いします。

報告第17号「学校医の解嘱及び委嘱について」につきましてご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校医につきましては、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事することを職務とし、令和3年4月から令和4年3月末までの1年間を委嘱しております。令和3年度の学校医の配置数は137名、実数で申しますと47名でございますが、このたび、令和3年8月31日付けで内科医1名の辞退の申し出がありましたことから、徳山医師会から推薦をいただき、解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は、前任者の残任期間となりますので、令和3年9月1日から令和4年3月31日までとなります。

以上で報告を終わります。

#### 教育長

それでは、この件について、何か質問がございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第17号を承認いたします。

3	周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	---

#### 教育長

続きまして、日程第3、議案第32号「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

#### 学校教育課長

議案書の3ページから5ページをお願いします。

議案第32号「周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づく

ものでございます。

学校における働き方改革のさらなる推進に向け、令和元年12月4日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正され、休日のまとめ取りのための「1年単位の变形労働時間制の運用」が令和3年4月1日に施行されました。

山口県においても「1年単位の变形労働時間制の運用」が可能となるよう、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が一部改正され、令和3年4月1日に施行されています。

これらを受け、本市の周南市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正するものです。

「1年単位の变形労働時間制」は、1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間あたりの正規の勤務時間が38時間45分となること等を条件として、業務の繁閑<sup>はんかん</sup>に応じて勤務時間を配分することを認める制度であり、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り運用するものです。

この制度は、直接、業務改善や働き方改革につながるものではなく、業務改善が十分に達成されたいうえで、長期休業中に連続した週休日を設けることを目的に運用するものであることから、まずは、各学校において業務改善による時間外在校等時間の縮減を図ることの方を優先すべきであると考えております。

しかしながら、長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教師のリフレッシュの時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教師の魅力向上に資することにより、意欲と能力のある人材が教師を目指すことにつながることを期待される制度であることから、今後、十分に業務改善を図り、働き方改革が進んでいる学校については、「1年単位の变形労働時間制」の運用を検討することを可能とするため、規則の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

#### 教育長

かなり複雑な制度でございますので、お手元に冊子の資料を置いております。こちらを含めまして、遠慮なく、ご質問いただけたらと思います。いかがでしょうか。

#### 岡寺委員

聞いてもよろしいですか。全部を理解しきれてはいないのですけれども、改正するにあたり基準というか、「時間の割振りを変えますよ」という内容に関してのよりどころというのはあるのでしょうか。例えば「例に従ってこのようにずらしていきます」というものがあるのでしょうか。

#### 教育長

いかがでしょうか。

#### 学校教育課長

例としては、年度当初の4月、5月を繁忙期として、1日の最大の勤務時間を9時間までとし、通常は7時間45分でございますが、それを30分多く、または1時間多く設定し、勤務時間を伸ばす日を決めた場合、その勤務時間を伸ばした時間の総数分を夏休みに、それもまとめて2日以上連続した休日が取れるように勤務を割り振ることで、1年トータルで見ると1週間の勤務時間の平均が38時間45分を超えないようにするというのが制度概要です。

#### 教育長

お配りしている冊子の3ページに1年単位の变形労働時間制の前提となる事項が書かれていて、その例え③を見ていただくと、どのような教職員に当てはめるのか、また、どこに根拠が

あるのかというのをお示ししております。1年間を押しなべて1週間あたりの勤務時間が38時間45分を超えてはいけません。日によって伸ばしたところについては夏休みに回しましょうというのが、すごくざっぱく言い方になります。その他がいかがでしょうか。

#### 片山委員

先ほどの説明の中で「学校については」という表現があったと思います。「学校については」これではできる体制になっていればできる、というような理解で良いのでしょうか。

#### 学校教育課長

この制度の運用にあたっては、個人で運用していくと言うものではなく、学校として、組織として運用していくことになります。ただし、お配りしている資料3ページの③に記載のとおり、育児や介護等を行う者のように、1日の勤務時間を伸ばされたら困る教員もいるはずであり、制度の導入の前に、そうした教員とは個々にしっかりと話をし、それが可能かどうかを学校長として、組織として判断し、教育委員会にも相談し、十分に自分の学校は業務改善が進んでおり、前提となる条件として上限時間は守られており、十分に改善も図られていると。だから、繁忙期にはこの制度を使って、夏季休業期間中に休みを設けたいということで、初めて取り入れられるというものになると思います。

#### 片山委員

わかりました。

#### 松田委員

今の件について、例えば、育児短時間勤務の方が難しいと言われる場合、他の方々がその制度に移行しても良いと言われても行われないうことでしょうか。

#### 学校教育課長

その場合、最終的には学校として、どう判断するかということになりますが、それも個人ごとの相談になってくると思います。例えば、この制度を活用することを難しい教員が「自分には適用しなくていいです。自分は夏休みも出勤するので適用しなくて結構です。他の人には適用してもらって構いません」というのがあったりとか、あるいは「制度は利用するけれども、勤務時間が長くなる日は、長くなる時間分を年休対応にし、夏季休業期間の休暇のまとめ取りは頂きます」と言う場合には、制度の活用は可能になってくると思います。一人ひとりしっかりと話をし、この制度を誰も負い目が無く活用できるかどうかというのを、最終的に校長が判断していかなければならないところだろうと考えております。

#### 松田委員

現在も学校の教職員の勤務時間は、色々なパターンがありますけれども、さらにそれに加えて対応を変えていく方が出てくるということですね。

#### 学校教育課長

そうなります。

#### 松田委員

そうなれば、勤務時間の把握が複雑になってくると思います。現在の在校時間の把握は、きちんと出来た状態にありますか。

#### 学校教育課長

登庁時間と退庁時間をシステムに入力することで、時間を正確に把握するというのを全学校で行っておりますので、把握できていると考えております。

#### 教育長

その他はよろしいですか。

#### 吉本委員

管理される側の先生方の仕事が煩雑になってくると思います。ICTによる勤怠管理がしっかりされていて、そこに手がかからないのであれば、大いに実践すべきではないかと思います。

#### 学校教育課長

本市の教育研究センターには上席研究員を配置しており、退職された校長を任命しております。そのICT担当の上席研究員が、勤怠管理のプログラムを開発し、それを令和2年度から導入して、改修等も実施しております。そうしたことから、すべての学校が非常に楽に勤務時間の把握等が出来る状況になっております。

#### 教育長

はい、どうぞ。

#### 松田委員

実は昨日、学校訪問した際に、やはりまだ職員が21時頃まで仕事をしている状況にあると聞きました。この規則の狙いが、業務改善を十分に実施されるということを狙いとすると、という説明だったのですが、本当に業務改善が進んでいるのかどうか。その校長の言葉が出てくることで、少し不安になりました。制度そのものが逆に、勤務時間を長くしていくのではないかと。制度が実施された場合、勤務時間は休憩も含めて10時間ぐらいになるのではないかと思います。外部から見ても、本当にこれで業務改善が十分に実施されるのだろうか、という疑問は残っています。

このことについて、現場の先生方との話し合いや意見を集めたりされているのでしょうか。

#### 学校教育課長

はい。昨年度になりますけれども、すべての小中学校の校長から意見を頂いております。ほとんどの学校が、この1年単位の変形労働時間制の導入については、前向きには捉えておりません。と言いますが、この制度は直接的に業務改善につながるものではないと捉えています。ただし、業務改善ができた先には、教員のワーク・ライフ・バランスの充実を図ることができるなど、有効な活用の仕方ができるのであれば、これはとても魅力的なものであるという捉え方です。

例えば、この制度を導入し、勤務時間を9時間にして21時まで残っていた場合、本来の勤務時間を4時間半近くオーバーするところを短くすることができたという捉え方では決していけないと皆承知しております。なので、まずはとにかく減らすこと、そしてすべての条件をクリアして、業務改善が図られる。そして、その先にある選択肢のひとつとして捉えていこうという考え方をしております。

#### 松田委員

この規則を制定することによって、将来的に業務改善が進んだ中での先生方の働き方改革につながっていくという考え方は分かりました。しかしながら、実際にここで話し合ったり、現場の校長が心配していることについて、きちんと担保を取ることができるのか。もう規則としてあるのだから実施してしまうとか、そういう方向性になってしまうのではないかと心配しています。理由は、長期休業中にまとめて休みが取れるという話でしたが、実際には長期休業は短くなってきています。夏季休業の前後を授業に充てたり、校外活動に充てたりしている中で、本当にこの長期休業中にまとめるというのは可能なのかという思いがあります。そのあたりはいかがですか。

#### 学校教育課長

今回想定しているまとめ取りで、長期休業中に取れる日数は2日程度と考えられます。その2日について、これまではそこに夏期休暇を持ってくるとか、あるいは年休を持ってくるといった休み方

をしていました。これを、この制度を当てはめれば、週休日扱いになります。そこで現場の校長が不安視していたのは、現在の出張、研修、部活動等の大会です。現在は夏休みということで、その期間に色々なものが入り込んでいるところがあり、こうしたものを整理していかなければ、隙間が無い状態であり、全員が同日に取ることができない現実があります。夏期休暇や年休を取得しやすくするために学校閉庁日を設けておりますが、そこにわざわざ充てるというのもナンセンスなのではないかと考えております。まずは、勤務時間を減らすことだと。それから、市や県で研修や大会の持ち方を整理していき、この制度を活用できるような状況を生み出すということが大事だと考えております。

#### 松田委員

その考え方でいけば、時期尚早にあたるという考えはありませんか。

#### 学校教育課長

そのことについても県とも協議しておりまして、県も、もちろんこの制度を活用できるような条件を整えており、今後、制度活用が可能となるような整備をしていく、検討していくと答えてもらっておりますので、一緒に考えていこうと思います。

まずは国の法が施行されて、県としても条例改正をされて、市としても規則はきちんと整える。運用にあたっては、学校長が単独で決めることができる制度ではなく、必ず教育委員会の確認・了解を取らなければ、この制度は活用できないものであり、管理・監督という点から、そこはしっかりコントロールしていきたいと思っております。

#### 教育長

どうぞ。

#### 吉本委員

勤務時間について議論があったことだと思うのですが、1番取り組むべきは仕事の仕分けでなくてはいけないと思っていて、仕事の量が減らないまま勤務時間ばかり減らしても、どこかにしわ寄せが出てしまいます。本当にひどい話になれば、持ち帰って仕事をするということになりかねません。そうすると長期休暇であったとしても、休暇そのものが無くなってしまふことになります。勤務時間の議論と合わせて、仕事の仕分けをよく議論された方が良いのではないかと思います。

#### 学校教育課長

本市では、委員と同様の考えのもと取組を進めております。教員でなければできない仕事と教員でなくてもできる仕事を分け、教員でなくてもできる仕事の部分を各学校に配置している学校業務支援員に担わせております。今年度の人数といたしましては、県からは補助により配置している26人に、市の単独予算による22人を加え、48人としております。

また、仕事の仕分けだけでなく、仕事自体をスクラップ・アンド・ビルドすることも大事だと思っております。コロナ禍での副産物と言いますか、色々出来なくなったことがある中で、この状況でも出来ることは何だろうか、というのを考え直す機会となったこともあり、学校では随分と整理ができたと考えております。

#### 教育長

学校に対する期待度は高く、それを学校が押し戻すということは難しいところもありますので、仕事が膨れ上がってきているというのが事実だと思います。その部分を少しずつスリム化していくことを考えていかなければならないと思っております。

その他、制度に関してのご質問はございますか。

#### 松田委員

話が戻るかもしれませんが、業務改善をどう進めていくか、という所だと思っています。先ほど、業務支援員が入られたことを聞き、これは大変有効であって、教員の働き方改革につながっていることはわかります。しかしながら、学校行事があると、やはり教員は一所懸命になって遅くまで完璧なプランを立てたりする傾向もあるように思います。そのあたりで、教員の意識改革もいるかもしれませんが、必要なのは、やはり管理職として自分達が働き方改革をどうしていくのか話し合うことだと思います。色々な取組をされていると思いますが、さらに一層進めていただければと思います。出てくる事例はとても良い事例なのですが、実際の現場に行くと「あれはあれ、自分達是一所懸命やるのが使命だ」みたいなことがあるように思いますので、学校現場の方でも業務改善が進むよう取組を進めていかれると良いと思いますし、また、保護者や地域への周知も必要なのではないかなと思います。

別に条文のことを質問してもいいですか。

**教育長**

はい。

**松田委員**

条文中「条例第3条の2第1項の規定の適用を受ける教育職員についての前2項の規定の適用については」のうち、「前2項の規定」というのはどこでしょうか。

**教育長**

改正される側の規則第7条の第1項と第2項というところですよ。

**学校教育課長**

そうです。

**松田委員**

議案からはそこまでの中身が見えないということですね。わかりました。

**教育長**

確認ですけれども、国の法改正があり、県としても対応できるように条例等の改正を行いました。それを受けて、周南市としても、資料の3ページに記載されている「制度導入にあたっての前提」を全部クリアできて、学校として制度を活用したいとなったときのために、制度改正をしておかなければならないということで、今回の規則改正につながったということでご理解いただけたらと思います。そのような趣旨でよろしかったですね。

**学校教育課長**

はい、そうです。

**松田委員**

是非、前提条件について改善していただきたいと思います。

**教育長**

学校における働き方改革の促進に向けて、教育委員会としても校長会等を通じて進めていくということで、よろしく願いいたします。

他に質問等ございませんでしょうか。

**片山委員**

附則で、令和3年4月1日から適用するとされていますが、これはどのような意味があるのでしょうか。

**学校教育課長**

遡ってということです。

国や県に合わせるという考え方でございます。

#### 片山委員

このような内容で遡ることがあるのですね。わかりました。

#### 教育長

よろしいでしょうか。

(※異議なし の声)

それでは、議案第32号を決定いたします。

4	周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について
---	------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第4、議案第33号「周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

#### 教育政策課長

それでは、議案第33号「周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」ご説明いたします。議案書の6ページ7ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第21号の規定に基づくものでございます。

次に、別の参考資料をご覧ください。

教育委員会表彰につきましては、周南市教育委員会表彰規則及び周南市教育委員会表彰規則取扱要綱の規定により、毎年度、事務局各所管課からの内申に基づき、教育委員会へお諮りし、表彰者のご決定をいただいているものでございます。

本年度は、周南市教育委員会表彰規則第2条第2号に規定する「学校教育の振興に顕著な功績があった者」が個人1名、また、同規則第2条第5号に規定する「学校保健及び体育の振興に顕著な功績があった者」が個人4名で、合計 個人5名の方を候補者としております。

最初に、広津 貞雄（ひろつ さだお）様でございます。

この方は、周南市教育委員会表彰規則第2条第2号に規定する「学校教育の振興に顕著な功績があった者」に該当する候補者になります。

広津様は、熊毛婦人会を母体とする学校支援ボランティアの一人として、子どもの栽培体験学習に意欲的・継続的にかかわってこられ、また平成22年からは、遊休地再生隊の隊長として、勝間保育園及び勝間小学校において、給食残飯を使用した肥料づくり、栽培体験、収穫した野菜を食材とした給食の実施など、学校での実践活動に多大な貢献をされておられます。

次に、石田 智之（いしだ ともゆき）様でございます。

なお、この石田様以降の4名の方は、周南市教育委員会表彰規則第2条第5号に規定する「学校保健及び体育の振興に顕著な功績があった者」に該当する候補者になります。

石田様は、平成2年から現在まで31年にわたり、周南市の小学校で学校歯科医として献身的に保健指導にあたり、児童及び学校教職員の健康管理及び保健思想の普及向上にご尽力いただいております。

次に、梅原 美枝子（うめはら みえこ）様でございます。

梅原様は、平成3年から現在まで30年にわたり、周南市の小・中学校で学校医として献身的に保健指導にあたり、児童生徒及び学校教職員の健康管理及び保健思想の普及向上にご尽力いただいております。

次に、竹内 憲（たけうち けん）様でございます。

竹内様は、平成2年から現在まで31年にわたり、周南市の小・中学校で学校医として献身的に保健指導にあたり、児童生徒及び学校教職員の健康管理及び保健思想の普及向上にご尽力いただいております。

最後に、宮崎 康平（みやざき こうへい）様でございます。

宮崎様は、平成3年から現在まで30年にわたり、周南市の小学校で学校歯科医として献身的に保健指導にあたり、児童及び学校教職員の健康管理及び保健思想の普及向上にご尽力いただいております。

以上、5名の方についてご紹介させていただきました。

いずれの方も、本市の教育の振興及び発展におけるご功績は顕著なものでございますことから、本年度の周南市教育委員会表彰の被表彰者といたしたいと考えておりますので、よろしくご審議、ご決定のほどお願いいたします。

#### 教育長

それでは、この件について、何か質問がございますか。

#### 松田委員

保健体育の学校医や学校歯科医の方達についてですが、この方達は昨年度には出ていませんでした。経歴を見ると30年や31年となっており、表彰者には該当すると思いますが、このあたりは見直しがあるのか、それとも定期的に進めている中でこのような状態になっているのか、お伺いしたいと思います。

#### 教育政策課長

学校教育課の方で、年数と功績、あとは、周南市長表彰を受けておられる方かどうかとか、そのあたりを検討いたしまして、それで選定基準を設けて推薦という形を取らせて頂いておりますので、その関係から、今年度は4名の方を推薦したいということであげさせていただいております。

#### 松田委員

わかりました。漏れと言いますか、見過ごしがあってはいけないと思いますので、そのあたりをきちんとやっただいただいているのであれば安心しました。

#### 教育長

それでは、この件について、他に何か質問がございますか。

（※異議なし の声）

それでは、議案第33号を決定いたします。

#### 教育長

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和3年第9回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

岡 寺 政 幸 委員 \_\_\_\_\_